

別紙

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
第2編 居住者の納稅義務	第2編 居住者の納稅義務
第3章 申告、納付及び還付	第3章 申告、納付及び還付
第2節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付	第2節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付
法第120条((確定所得申告))関係	法第120条((確定所得申告))関係
(記載事項の一部を欠いた申告書が提出された場合)	(記載事項の一部を欠いた申告書が提出された場合)
120-3 法第120条第1項各号及び規則第47条((確定所得申告書の記載事項))に規定する記載事項の一部を欠いた確定申告書又はその申告書に記載されたところによれば法第120条第1項の規定に該当しない者から提出された申告書は、通則法第2条第6号((定義))に規定する納稅申告書に該当するものとする。したがって、当該申告書に係る年分の課税標準等又は税額等につきその後に行う処分は、決定ではなく、更正となることに留意する。	120-3 法第120条第1項第1号から第11号まで及び規則第47条((確定所得申告書の記載事項))に規定する記載事項の一部を欠いた確定申告書又はその申告書に記載されたところによれば法第120条第1項の規定に該当しない者から提出された申告書は、通則法第2条第6号((定義))に規定する納稅申告書に該当するものとする。したがって、当該申告書に係る年分の課税標準等又は税額等につきその後に行う処分は、決定ではなく、更正となることに留意する。
(注) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下124・125-3において「復興財確法」という。)第17条第1項各号及び復興特別所得税に関する省令第3条((課税標準及び税額の申告))に規定する記載事項に関しても同様とする。	

法第124条((確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告))及び第125条((年の中途で死亡した場合の確定申告))関係

(あん分税額の端数計算)

124・125-3 規則第49条第3号((死亡の場合の確定申告書の記載事項))に掲げる額(復興特別所得税に関する省令第3条第2項において準用する場合を含む。)は、所得税の確定金額及び復興特別所得税の確定金額の合計額に復興財確法第24条第2項の規定を適用した後の金額を規則第49条第1号の各相続人の相続分によりあん分して計算した額に相当する額とする。

この場合において、当該相当する額に100円未満の端数がある場合又はその全額が100円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

法第124条((確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告))及び第125条((年の中途で死亡した場合の確定申告))関係

(あん分税額の端数計算)

124・125-3 規則第49条第3号((死亡の場合の確定申告書の記載事項))に掲げる「各相続人の相続分によりあん分して計算した額に相当する所得税の額」に100円未満の端数がある場合又はその全額が100円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。